平成２２年（フ）第４６号
兵庫県明石市旭が丘２―26
債務者　足立ゆり子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐柳　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成22年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
北海道旭川市北門町19丁目2154番地の16　北門アパート205号
債務者　牧　豊治郎
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０号
北海道旭川市５条通13丁目右４号
債務者　岡　　英明
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８９７号
大阪市浪速区元町２丁目５番27―308号
債務者　山田　　恵
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元氏　成保
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１８７号
岩手県一関市真柴字佐野41番地１
債務者　千葉　ハツ
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２２９６号
愛知県名古屋市瑞穂区東栄町３丁目５番地の３　フレグランス東栄103号
債務者　欄　　まり
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６２４号
宮崎県都城市上川東１丁目29号19番地
債務者　長谷部三治
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３号
愛知県弥富市鯏浦町中六52番地１　ステーションハイムW　B―201
債務者　御園　博行
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１９号
愛知県小牧市外堀２丁目66番地　パイン102号
債務者　瀬下秀太郎
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５号
福島県いわき市錦町江栗３丁目53番地の１
債務者　根本　伸一
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３５号
福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田30番地市営住宅346
債務者　樋口　智美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１２号
福岡県京都郡苅田町尾倉１丁目７番地19
債務者　大田　久子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
愛知県稲沢市奥田神ノ木町101番地２
債務者　西脇　廣美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３４９号
福岡県糸島市二丈深江1937番地９
債務者　濱﨑エチコ
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６９号
福岡市東区原田１丁目22番６―1309号
債務者　埴生久美子（旧姓松﨑）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７１号
福岡市博多区南本町１丁目１番11―108号
債務者　髙田　周一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部